現行

第1条~第36条の3 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

- 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1)~(2) 省略
 - (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
 - (4) 省略

2~5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

- 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1)~(2) 省略
 - (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
 - (4) 省略

2~5 省略

第36条の4~第47条の6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、

改正案

第1条~第36条の3 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

- 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1)~(2) 省略

(3) 省略

2~5 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を 提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金 等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項におい て「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶 養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金 等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで に、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当 該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)~(2) 省略

(3) 省略

2~5 省略

第36条の4~第47条の6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、

第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第66条の7第4項及び第10項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~17 省略

第49条~第60条 省略

(固定資産税の課税標準)

第61条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過するごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。

2~8 省略

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法<u>第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。 以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項 から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該 小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額と する。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1と

第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第66条の7第5項及び第11項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3~17 省略

第49条~第60条 省略

(固定資産税の課税標準)

第61条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3 年度又は3の倍数の年度を経過するごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課 期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対 して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度 に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台 帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税 台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録され たものとする。

2~8 省略

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び 第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第 6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固 定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。 以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法<u>第349条の3第27項</u>等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とす

する。

- 2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

第62条~第95条 省略

(たばこ税の課税免除)

第96条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又 は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対して は、たばこ税を免除する。

<u>2</u> 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則<u>第16条の2の3</u>に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 省略

第97条 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準である本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~5 省略

第99条~第130条 省略

る。

- 2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

第62条~第95条 省略

(たばこ税の課税免除)

- 第96条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又 は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対して は、たばこ税を免除する。
- 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。
- 3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、 卸売販売業者等が市長に施行規則<u>第16条の2の3第2項</u>に規定する書類を<u>提</u> 出している場合に限り、適用する。

4 省略

第97条 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準である本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~5 省略

第99条~第130条 省略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。

2~5 省略

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

第131条の2~第151条 省略

付 則

第1条~第10条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法<u>附則第15条第2項第6号</u>に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

4 省略

- <u>5</u> 法<u>附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法<u>附則第15条第33項第1号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条 例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法<u>附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の 条例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法<u>附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の 条例で定める割合は4分の3とする。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は 取得者に課する。

2~5 省略

- 6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、 同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始 をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」 とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」と あるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。
- 第131条の2~第151条 省略

付 則

第1条~第10条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は2分の1 とする。
- <u>2</u> 法<u>附則第15条第2項第5号</u>に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 3 省略
- 4 法<u>附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- <u>5</u> 法<u>附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法<u>附</u>則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法<u>附則第15条第30項第1号二</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法<u>附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法<u>附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

- 12 法<u>附則第15条第33項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の 条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第33項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の 条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第33項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市の 条例で定める割合は2分の1とする。
- 15 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。
- 17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 19 法<u>附</u>則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は0(生産性の向上に 重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措 置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画を いう。)に定める業種に属する事業の用に供する法<u>附則第15条第47項</u>に規定す る機械装置等にあつては、0)とする。
- 20 省略

以下省略

現行

- 10 法<u>附</u>則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法<u>附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 15 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法<u>附則第15条第41項</u>に規定する機械装置等にあつては、0)とする。
- 17 省略

以下省略

改正案

三田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条~第23条 省略

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
 - (1) 省略
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>、寡夫又は単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)
- 2 省略

第25条~第151条 省略

付 則(令和元年三田市条例第3号)

(施行期日)

第1条~第23条 省略

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
 - (1) 省略
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が 125万円を超える場合を除く。)
- 2 省略

第25条~第151条 省略

付 則(令和元年三田市条例第3号)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中三田市市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を 第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並 びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定 並びに次条(第1項を除く。)の規定 令和2年1月1日
 - (3) 第2条中三田市市税条例第24条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3 年1月1日
 - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第5条の規定 令和3 年4月1日

第2条 省略

第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の三田市市税条例第24条 第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個 人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、 なお従前の例による。

- 規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中三田市市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を 第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並 びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定 並びに次条(第1項を除く。)の規定 令和2年1月1日
- (3) 削除
- (4) 第2条及び付則第5条の規定 令和3年4月1日

第2条 省略

第3条 削除